

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度の主な流れ

実施機関が作成した計画等の素案などを県民に公表

公表資料

- 計画等の案
- 関係資料
 - ・趣旨、目的、背景
 - ・案の概要
 - ・上位計画 等

公表方法

- 県ホームページへの掲載
- 実施機関の担当課（室）、県民総合相談・情報提供窓口（行政の窓口）、各5総合庁舎、図書館、アバンセの県政情報閲覧コーナーに資料を配置等

広く県民が意見等を提出
（1ヶ月程度の期間を目安）

提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール等

県民から提出された意見等の検討

取り入れる意見等については、その意見に基づいて、計画等の案を修正

取り入れられない意見等については、その意見等に対する県の考え方を整理

意思決定した計画等の案などの公表

- ・意思決定した計画等の案
- ・提出された意見等の概要
- ・提出された意見等に対する県の考え方